

都市基盤施策の充実強化について

(新潟県市長会)

国土の均衡ある発展と活力ある地域社会を実現し、魅力と活力にあふれた地域づくりを進めるためには、都市基盤施設整備の促進が求められている。

よって、国においては、次の事項について積極的な措置を講じられるよう強く要望する。

1 公共事業の充実について

公共事業の担い手である建設業の生産性の向上などの環境整備や人材確保に対する支援を講じること。

2 道路整備事業の促進等について

- (1) 定住促進や地域コミュニティの安定など、地方創生に資する市町村道の整備財源を長期的・安定的に確保すること。
- (2) 今後老朽化対策の徹底が必要となる道路及び橋りょうの道路施設や公園施設の点検、維持・補修、更新及び耐震化について、補助率の嵩上げ、起債条件の緩和、補助対象の拡大など、財政支援を拡充すること。

3 公共交通施策の拡充等について

- (1) 日常生活に必要不可欠な路線バス等の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業における要件の弾力的な運用を図るとともに、燃料費高騰対策や地方都市間における高速バス路線を維持するための支援措置を講じること。
また、深刻化するバス・タクシー運転手不足の解消に向け、人材確保の取組みを推進すること。
- (2) 第三セクター鉄道会社が今後も地域鉄道としての重要な役割を維持していくため、輸送の安全性向上に資する事業に対し、十分な予算を確保するとともに、固定資産税等の特例措置の延長、整備新幹線の貸付料の活用及び貨物調整金制度の見直しなど、当該会社が維持・存続のために必要な支援を講じること。
- (3) JR等鉄道の地方路線は、地域住民の生活や地域経済活動の基盤として重要な役割を担っていることから、地方の鉄道ネットワークの維持確保のため、JRを含めた鉄道事業者の持続的な経営に向けた更なる支援や市町村が行う運行費補助に対する路線バスや離島航路と同様な財政措置など、支援制度の拡充を図ること。

4 港湾・海岸の整備促進等について

- (1) 能登半島地震の液状化等による港湾機能の被害等を踏まえ、国際拠点港湾や離島の港湾施設を含め、耐震化、老朽化対策を推進すること。
- (2) 日本海側港湾に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船寄港を見据えた受入環境整備等の取組みを推進するとともに、カーボンニュートラルポートの形成を推進すること。

5 上下水道事業への支援について

- (1) 水道水の安定供給に係る交付金について、予算を十分に確保するとともに、採択要件緩和、交付対象拡大及び交付率引上げを図ること。
- (2) 上下水道施設の老朽化に伴う改修・更新及び浸水・地震対策に係る財政支援措置を継続・拡充するとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策後も、処理場施設の改築更新に必要な財源を十分に確保すること。
- (3) 下水道の未普及解消に向けて、汚水処理施設整備概成の目標とする令和8年度末以降も地域の状況に応じて、交付金の重点配分を継続するなど、中長期的な支援を行うとともに、下水道接続率の向上に資する取組みを実施すること。
- (4) 計量器の導入や更新費用の負担を軽減するため、新基準に対応した電磁式を含む水道メーターの検定有効期間を耐久性等の検証を行った上で見直すとともに、水道検針業務の効率化や災害時の漏水の早期発見等に有効な水道スマートメーターの一層の導入促進等を図るため、直接的な財政支援制度を創設すること。
- (5) 全国的にウォーターPPP導入への動きが加速する中、民間事業者が受託できる件数も限られており、大規模な処理場を有しない小規模自治体での導入は困難になっていくことから、厳しい財政状況下での計画的な污水管改築を進めるため、ウォーターPPP導入を污水管改築に係る国費支援要件とすることを見直すこと。

6 豪雪地域の振興等について

- (1) 歩道も含めた市町村道の除排雪に要する経費について、社会資本整備総合交付金の要件緩和や特別交付税措置率の拡充など、財政措置を拡充すること。
また、豪雪時には、交付金の追加配分や市町村道除雪費補助の臨時特例措置など継続的な支援を実施するとともに、少雪時における除雪体制を維持するため、除雪待機料の創設など、財政的支援の拡充を図ること。
- (2) 高齢化等の進展により、自力での屋根雪処理作業等が困難となっている世帯が増加しているため、地域コミュニティによる高齢者世帯での屋根雪下ろしなどの除排雪作業に対し、一層の財政支援を講じるとともに、自治体が行う除雪作業の担い手確保や高齢者の負担軽減等について、財政的支援を講じること。

7 まちづくり等の推進について

人・モノ・情報が行き交う活力あるまちづくりを進めるため、連続立体交差事業、立体交差道路整備及び交通広場整備に係る予算を確保すること。

8 空き家対策に対する財政支援について

- (1) 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家等の強制撤去や除雪及び緊急安全措置について、補助率の嵩上げなど財政措置を拡充すること。

また、管理不全空き家や居住目的のない空き家の除却に対する財政支援を拡充すること。

- (2) 空き家物件に抵当権が設定されている場合もあることから、空き家等の解消に向けた一連の事務手続きを専門知識をもって処理することができるよう、自治体職員の研修機会の充実を図ること。

- (3) 特定空き家や管理不全空き家等の発生を防止するため、空き家等の所有者及び相続人の管理責任の更なる強化を図ること。

また、市町村が行う空き家等の利活用費用や空き家等所有者への解体費用などの助成について、財政支援を拡充すること。

- (4) ホテル等の大規模な空き建築物の除却及び安全対策等について、十分な支援措置を講じること。

また、空き家等対策の推進に関する特別措置法に限らず、建築基準法や道路法等も適用し安全対策等に必要な措置を講じること。

- (5) 空き家の発生抑制を推進するため、住宅である空き家を解体（除却）した場合に限り、市独自に実施している固定資産税の減免措置に対して財政支援を講じること。